

次期埼玉県男女共同参画基本計画の策定について

現行計画

○ 男女共同参画推進条例第 12 条に基づき、県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画で、平成 29 年 3 月策定

計画の期間：平成 29 年度～令和 3 年度（5 年間）

次期計画の策定について

○ 計画の期間：令和 4 年度～令和 8 年度（5 年間）

○ 次期計画の位置づけ

- ・ 国の第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 1 2 月閣議決定）を踏まえる。
- ・ 次期埼玉県 5 か年計画との整合性を図り、県の男女共同参画に係る部門別計画として策定
- ・ 引き続き、次期計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（「女性活躍推進法」）に基づく都道府県推進計画として位置付ける。

策定のスケジュール

〈令和 2 年度〉 3 月 2 9 日 知事より、埼玉県男女共同参画審議会へ諮問

〈令和 3 年度〉 4 月～6 月 計画素案の作成（事務局）

7 月頃	審議会①
9 月頃	審議会②
10 月	県民コメントの実施
11 月	審議会③
12 月	知事へ、審議会から答申
2 月	県議会への付議
3 月	審議会④

計画の策定・公表

策定方針（案）

計画策定の趣旨

現行の計画期間の終了に当たり、これまでの成果を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対し男女共同参画の視点から対応するため、新たに計画を策定する。

計画の構成

○ 計画の目標
男女共同参画社会の実現・男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉（現行計画）
※小見出しについては、現行計画の踏襲も含め、次期計画にふさわしいものとする。

○ 計画を推進するための基本的な視点
条例の基本理念を踏まえながら、計画全体を貫くものとする。

○ 「目指す姿」・「基本目標」・「施策の基本的な方向」
現行計画を踏襲しつつ、新たに「目指す姿」を設定し、「基本目標」、「施策の基本的な方向」の整理を行い、県民にとって「男女共同参画社会の実現」への道筋が分かりやすい計画とする。

現行計画の基本目標

- I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する
- II 経済社会における女性の活躍が広がる
- III 家庭や地域を男女が共に支え合う
- IV 災害に強い地域を男女が共につくりあげる
- V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす
- VI 男女共同参画の意識をはぐくむ
- VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する
- VIII 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

社会情勢の変化

- 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- デジタル社会への対応
- 高まる、女性に対する暴力根絶への問題意識
- SDGs の達成に向けた世界的潮流 など